

(様式1-1)

令和4年度病床機能転換推進事業計画書

1. 整備施設の現況

開設者(設置者)	施設名	所在地
医療法人明和病院 理事長 山中 若樹	医療法人明和病院 (仮称)明和第二病院	西宮市甲子園九番町 233 番 1
施設の規模及び構造		
(敷地面積)	4,013.13 m ²	(自己所有地、借地の別) 部分借地
(建物構造) 鉄筋コンクリート造 4階建	(建築面積)	1,725.02 m ²
	(延べ面積)	6,217.94 m ²

2. 整備事業の目的及び地域医療構想との関係

(整備の目的)

現医療法人明和病院の建物は、主要診療機能部分が旧耐震基準であり耐震診断の結果、複数個所が耐震強度不足であることが判明した。そして、現有敷地は診療規模に対して敷地面積が狭く、かつ住宅専用区域で西宮市の景観条例対象地区であることから高層化ができなく、現有敷地において現在の 357 床を維持して建替えることが不可能である。そのため、100 床を近隣地に分院化し、事業譲渡を受けた医療法人坂上田病院の療養病床 53 床を合わせた 153 床の病院として運営することを計画し、地域医療構想調整会議において了承をいただいた。

病床機能としては、100 床の回復期病床と 53 床の療養病床で構成し、100 床の回復期病床は現在の明和病院の回復期病床 43 床と急性期病床から回復期病床に転換する 57 床を合わせて 100 床とする計画である。100 床の回復期病床は、50 床の地域包括ケア病棟と 50 床の回復期リハビリテーション病棟とする。

病床転換後の状況として、R3 年度における急性期病床 308 床に対する入院延べ患者数は 83,453 人であり、病床機能転換後の急性期病床 251 床にした場合の病床稼働率は 91.09%となり、現状の急性期病床対象入院患者は継続して受け入れることは可能である。

新たに回復期リハビリテーション病棟を整備するにあたり、新規リハビリ機器を購入し機能の充実を図る。

(地域医療構想との関係)

当該医療圏で不足とされている回復期機能への部分シフトである一方、当該医療圏において過剰とされている急性期機能は本院において病床を減らしながらも引き続き急性期医療の質向上に努める。

法人内で急性期から後方の回復期・慢性期へのスムーズな連携が期待できることから、地域医療構想の考え方に合致した計画であると考えます。

(新興感染症への対応)

個室病室をエレベーター付近に配置し、新興感染症発生時には間仕切りによってゾーニングを可能とする構造によって感染症対策を図る。

3. 整備区分

実施する建物及び設備（医療機器）の整備区分 ※該当する区分に○

	新增改築	改修	改装	医療機器
回復期病床への転換整備	○			○
高度急性期病床への転換整備				

4. 病床機能転換計画

(1) 病床機能転換計画

※病床は稼働病床

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
整備前(A)	6床	308床	43床	53床	410床
整備後(B)	6床	251床	100床	53床	410床
差引(B-A)	0床	-57床	57床	0床	410床
<補助対象となる病床数>	① 回復期		50床		
	② 高度急性期			0床	
	計(①+②)			50床	

(2) 建物及び附属設備の整備内容

事業期間	事業期間	着工：2022年11月1日 ～ 竣工：2023年10月31日
事業費	総事業費	2,498,101,040円
	当該年度事業費	824,373,300円

※総事業費及び当該年度事業に算出根拠となる見積書等を添付すること

(3) 医療器具等の購入経費

[購入] 有 ・ 無

購入品名	支出(予定)額	購入(予定)時期
① レール走行式追随型免荷リフト	4,746,500円	2023年11月1日
リフト用デジタル体重計 (上記①付属品)	316,800円	2023年11月1日
SP用ハーネスait S、M、L 各2枚 (上記①付属品)	290,400円	2023年11月1日
SP用ハーネスハイブリッド S、M、L 各2枚 (上記①付属品)	366,300円	2023年11月1日
② 重心動揺計 Balance Adjustment System	2,695,000円	2023年11月1日
③ プレステップ	1,391,500円	2023年11月1日

スタビライザーキット (上記③付属品)	167,200 円	2023 年 11 月 1 日
④ コンパクトレッグプレス	1,430,000 円	2023 年 11 月 1 日
⑤ チルトテーブル	2,948,000 円	2023 年 11 月 1 日

5. 事業費及び補助申請(見込)額

総事業費 (対象経費)	建物及び附属 設備の整備額	医療器具等 の購入額	基準額	補助見込額

【基準額積算内訳】

建築工事：@9,000 千円×50 床＝450,000 千円
医療機器：10,800 千円

※基準額は対象病床数×整備区分ごとに定めた基準単価

※補助見込額は対象経費と基準額の低い額の 1 / 2 相当額

※整備区分が「新增改築」である場合は、除却費用も補助対象経費に含める。

(添付書類等)

- 1 病床転換するにあたり、施設整備等を行う箇所及び医療機器等の設置箇所がわかる整備前と後の平面図等を添付すること。
- 2 上記の図面には、病床転換のための整備を行った箇所及び医療機器等の設置箇所を太線等で明示すること。
- 3 医療機器及び医療器具等にはカタログ等によりその仕様等が分かる資料を添付すること。